

埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン

平成19年11月作成
埼玉県環境部青空再生課

1 目的

本ガイドラインは、非飛散性石綿含有建材の解体工事等に際し、事業者が遵守すべき事項を定め、石綿の飛散防止を図ることにより、県民の健康を保護することを目的とする。

2 解体工事の準備

(1) 事前調査の実施

非飛散性石綿含有建材が使用されている可能性のある建築物の解体工事等を行おうとする場合は、建築物等の所有者（あるいは管理者、施工者）は、施工前に石綿の使用の有無に関する事前調査を行う。

当該建築物等の所有者あるいは管理者等の発注者は、施工者へ石綿使用に関する必要な情報を提供するとともに、非飛散性石綿含有建材の除去に必要な経費及び工期等について、適正な条件で発注する。

(2) 作業計画の作成

事前調査の結果に基づき、作業の方法及び順序、石綿等の粉じんの飛散防止及び抑制方法等に係る作業計画を作成する。

(3) 作業内容の掲示

石綿等を除去している旨及び施工者等について、外部から見やすい場所に掲示する。

3 除去作業

(1) 養生

ア 屋内作業

内装材を除去するなど屋内で作業を行う場合は、窓を閉めるとともに、通気口等の開口部をプラスチックシート等により塞ぐ。

イ 屋外作業

外装材を除去するなど屋外で作業を行う場合は、作業現場の周辺を当該建築物等と同程度以上の高さまで養生シート又はパネルにより囲う。

(2) 湿潤化

ア 事前確認

水又は飛散抑制剤等が内部まで浸透しない場合があることから、予め非飛散性石綿含有建材の材質を把握しておく。

イ 湿潤化の実施

非飛散性石綿含有建材に水又は飛散抑制剤等を噴霧して湿潤化する。

(3) 除去・取り外し作業

ア 作業方法

非飛散性石綿含有建材の破損を防止するため、手作業によりできるだけ原形のまま取り外す。

水又は飛散抑制剤等の浸透性が悪く湿潤化の効果が見込めない場合は、水又は飛散抑制剤等を噴霧しながら除去作業を行う。

イ 搬出作業

取り外した非飛散性石綿含有建材は、破損させないように慎重に取り扱う。

ウ 通報

作業中に事前調査により把握していない吹付け等の飛散性石綿含有建材（特定建築材料）が確認された場合には、直ちに作業を中止し、プラスチックシート等により石綿の飛散防止措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

4 産業廃棄物の処理

非飛散性石綿含有建材を解体した後は、石綿含有産業廃棄物の収集運搬及び積替え保管に関する指導方針[※]により処理する。

※ 平成19年6月1日 埼玉県環境部廃棄物指導課